

第二静光園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所 重要事項説明書

- 1 当外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所が提供するサービスは、次のとおりです。サービスの内容等について、ご不明な点はお尋ね下さい。

窓口担当 計画作成担当者 白柳 亮祐
生活相談員 白柳 亮祐

2 サービスの内容

(1) 基本サービス

①特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに関わる目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否確認

事業所の従業者により、常に利用者の日常の心身の状況、生活状況に気配りをします。

③生活相談等

生活相談員が主になって、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 委託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他の日常生活上の支援は、当事業所が委託する下記の指定居宅サービス事業所により提供します。

指定訪問介護	第二静光園指定訪問介護事業所 静岡県浜松市浜名区都田町8091番地の8
指定訪問看護	四ツ池訪問看護ステーション 静岡県浜松市中央区上島6丁目25番22号
指定福祉用具貸与	介護ショップ サカグチ 静岡県浜松市中央区中山町4番地
指定福祉用具貸与	有限会社 山三商事 静岡県浜松市中央区高丘西3丁目41-29

上記以外の事業所並びに次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況に応じて、その都度、委託する事業所より提供します。

- ① 指定通所介護 ②指定訪問入浴介護 ③指定訪問リハビリテーション ④指定通所リハビリテーション ⑤地域密着型認知症対応型通所介護

(3) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項の他は、入居に関する契約書の規定によります。ご参照ください。

① 居室

当施設の居室は、特別な場合を除いて1居室2人です。入所後、利用者の身体状況等に応じて居室を変更することがあります。

② 居室移動に関する事項

(ア) 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切な介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には事業に使用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービスの提供をする上で必要と認められた場合
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービスを提供する上で著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービスの提供をする上で、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障があるとき
- 四 その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするためには、日常生活上著しい支障があるとき

(イ) 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

(ウ) 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。

③ 食事

食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って委託居宅サービス事業所が対応します。

食事内容は、利用者の摂取状況に合わせて調理します。必要な場合には、医師の指示により食事を提供します。

(食事時間)

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～

- ④ 入浴介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って委託居宅サービス事業所が対応します。
- ⑤ その他の日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添等の介護は、特定施設サービス計画に沿って委託居宅サービス事業所が対応します。
- ⑥ 機能訓練
日常生活動作の維持又は向上は、日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って委託居宅サービスが対応します。
- ⑦ 健康管理
毎月2回以上、嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。嘱託医の診察結果、協力病院等に外来受診をしていただくことがあります。

(4) その他のサービス

①理美容

毎月、理美容の機会を設けています。一部負担にてご利用していただけます。なお、外部の理美容をご利用していただくこともできます。

②所持金の管理

居室に置くことができますが、場所が限られていますので、多い場合は従業者にご相談ください。

③レクリエーション・行事

年間を通して、行っています。行事によっては、参加費が必要になる場合もあります。

④買い物

月一回、買物外出がありますので、参加していただくことができます。

3 利用料金

(1) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

① 基本サービス利用料

一日あたり料金 94 単位 (1 単位 : 10.14 円)

② 訪問介護 (報酬告示 1 単位 : 10.14 円)

委託先である居宅サービス事業所により訪問介護サービスが行われる場合の利用料金は、単位数に 10.14 円を乗じた金額の 1 割 (2 又は 3 割) です。

ア 「指定訪問介護費」

		利用時間	報酬告示
訪問介護	身体介護中心	15 分未満	94 単位
		15 分以上 30 分未満	189 単位
		30 分以上 45 分未満	256 単位
		45 分以上 1 時間未満	341 単位
		1 時間以上 1 時間 15 分未満	426 単位
		1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	511 単位
		1 時間 30 分以上	548 単位
	生活援助中心	15 分未満	48 単位
		15 分以上 30 分未満	94 単位
		30 分以上 45 分未満	142 単位
		45 分以上 1 時間未満	190 単位
		1 時間以上 1 時間 15 分未満	214 単位
		1 時間 15 分以上	256 単位

(加算)

処遇改善加算 (I) 12.8%

サービス提供体制強化加算 (Iロ) 単位 18 単位

(2) 居宅サービス：受託居宅サービス事業所

① 「指定訪問看護」：指定訪問看護ステーション

基本料金は、単位数に 10.21 円を乗じた金額です。自己負担は、基本料金の 1 割（2 又は 3 割）です。

所要時間	単位	基本料金（円） （1 割負担の場合）
30 分未満	451（要支援）	460〈要支援〉
	471〈要介護〉	481（要介護）
30 分以上 1 時間未満	794（要支援）	804（要支援）
	823（要介護）	833（要介護）
緊急時訪問看護 加算	単位	料金（円）（1 割負担の場合）
	600	610

② 「指定福祉用具貸与費」

一ヶ月につき福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に 10 円を乗じた額で、自己負担は 1 割（2 又は 3 割）です。

(3) 自己負担（保険外の費用で全額利用者負担になるもの）

- ①協力病院以外の遠方の医療機関への通院費用
- ②理美容代（理美容店に直接お支払い下さい）
- ③行事への参加費（希望外出・外泊、買物外出等）

(4) 支払い方法

利用者は、当月請求額を毎翌月 20 日に利用者名義の静岡銀行三方が原支店の口座より銀行振替にてお支払い頂きます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

4 サービスの内容に関する苦情

(1) 苦情相談窓口

担当者 白柳 亮祐 坂本 宗一郎（生活相談員）

(2) 第三者委員

事業者以外に苦情解決第三者委員に苦情の申し立てをしていただくことも出来ます。

第三者委員 荻野 英子（Tel 053-436-0982）

又、市町村の相談、苦情相談窓口等に苦情を申し出ることもできます。

5 協力医療機関

(1) 聖隷三方原病院

- ・通常の外来診察及び救急外来の診察等
- ・入院治療

(2) 浜松デンタルクリニック

- ・通常の訪問診察
- ・外来診察

6 提供するサービス第三者評価の実施状況

【実施済の場合】

○実施年月日 年 月 日

○実施評価機関の名称()

○評価結果の開示状況()

【未実施の場合】

○未実施

令和 年 月 日

(事業所)

当事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の提供するサービスに際し、本書面に基づき重要事項の説明をしました。

所在地 静岡県浜松市浜名区都田町8091番地の8

名称 第二静光園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所

説明者 _____ 印

(利用者)

この説明により、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所に関する重要事項に同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印